地域医療支援病院の取扱方針について

平成 14 年 9 月 6 日愛知県医療審議会医療計画部会承認 平成 17 年 7 月 21 日修正

- 1 地域医療支援病院については、原則として各医療圏に1か所以上の地域医療支援病院を承認することを最終目標とし、関係者の合意形成に努めるものとする。
- 2 地域医療支援病院の要件は、平成 10 年 5 月 19 日付け健政発第 639 号各都道府県 知事あて厚生省健康政策局長通知「医療法の一部を改正する法律の施行について」 による。
- 3 地域医療支援病院の承認に当たっては、制度の趣旨にかんがみ、各医療圏の関係者の意見を聴くものとするが、その意見の徴取は、圏域保健医療福祉推進会議において行うものとする。医療法施行細則(昭和35年12月10日愛知県規則第54号)の様式第14号の地域医療支援病院名称承認申請書については、圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取を行った後に、提出させるものとする。
- 4 地域医療支援病院の承認に当たっては、保健所、医務国保課は、相互に連携するとともに、当該医療圏の関係者と十分な連携を図って、事務を進めるものとする。

平成20年度地域医療支援病院の承認に係るスケジュール

日 程		スケジュール
(1回)	(2回)	スクシュール
6月	12月	地域医療支援病院の承認に係る事業計画書の提出
中旬	中旬	
~	~	
7月	1月	
中旬	中旬	
8月	2月	各圏域保健医療福祉推進会議において意見の聴取
		(取扱い方針3)
9月	3月	地域医療支援病院の承認の申請
		(医療法施行細則第 1 条第 9 号様式第 14)
9月	3月	愛知県医療審議会医療対策部会において地域医療支援病院の承認に
		係る意見の聴取(医療法第4条第2項)
9月	3月	地域医療支援病院の承認(医療法第 4 条第 1 項)
10月	3月	地域医療支援病院の承認を愛知県医療審議会へ報告

愛知県医療審議会、同医療対策部会、圏域保健医療福祉推進会議等の開催状況に 併せ、かつ病床整備計画スケジュールに準じたものとした。

地域医療支援病院の承認の要件について

地域医療支援病院の承認の要件については、医療法第4条により、「国、都道府県、 市町村、特別医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であって、地 域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するも の」とされ、次の6つの要件が示されています。

紹介患者に対し医療を提供(いわゆる紹介外来制を原則)し、かつ、共同利用 のための体制が整備されていること。

救急医療を提供する能力を有すること。

地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。

200 床以上の病床を有すること。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めたときは、この限りでない。

一般の病院に必要な施設に加え、集中治療室、化学、細菌、病理の検査施設、 病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者搬送用自動車並びに医薬 品情報管理室を有すること。

施設の構造設備が医療法施行規則で定める要件に適合すること。

なお、地域医療支援病院の承認の要件の1つである、「紹介患者に対し医療を提供し、(中略)体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることであり、具体的には、次のいずれかに該当するものです。

地域医療支援病院紹介率が80%を上回っていること。

地域医療支援病院<u>紹介率が60%を上回り</u>、かつ、地域医療支援病院<u>逆紹介率</u>が30%を上回ること。

地域医療支援病院<u>紹介率が40%を上回り</u>、かつ、地域医療支援病院<u>逆紹介率</u>が60%を上回ること。

地域医療支援病院<u>紹介率</u> = 紹介患者の数 + 救急患者の数 x 100 初診患者の数

世紀介患者の数 地域医療支援病院<u>逆紹介率</u> = 初診患者の数 初診患者の数